

司法は、行政裁量の

チェック機能を！！



私たち原告738名は、2016年5月、国交省のリニア中央新幹線の事業認可の取り消しを求めて東京地裁に提訴しました。ところが、古田孝夫裁判長は、2020年

12月1日、原告約7割の532名に対し、「原告適格なし」の中間判決を強行しました。

この判決を認められないとして、原告ら166名はただちに東京高裁に控訴し、2023年、東京高裁は36名のみの原告適格を認める判断をしました。一部勝訴とはいえ控訴人らは最高裁に上告中です。理由は以下の通りです。

- (1) リニア中央新幹線の輸送の安全性を求める権利、南アルプスを中心とする自然環境を保護する権利、景観の保全や道路交通の円滑な交通と安全性を求める権利、平穏な生活の侵害を防止する権利などにおいて、原告らの適格性をすべて否定した。
- (2) 原告適格の有無を審理途中で中間判決という形で下すことによって、(1)のリニアの重要な諸問題の審理ができないまま、東京地裁判決が下されてしまった。
- (3) 原告らが当初から懸念していた都市部の大深度シールドトンネルや山岳トンネルにおいて事故が相次いで発生している。2024年5月、岐阜県瑞浪市大湫町では、地下水低下による水溜れや地盤沈下が明らかになっている。また、参加人 JR 東海の情報秘匿や事態を秘密裏に処理しようとする姿勢が顕著となっていることからすれば、原告適格を広く認めておくべきであった。

最高裁は以上の点を真摯に受け止め熟考された上で、正当な判断を下していただくことを強く望みます。

私たちは、JR 東海の事業の暴走を止めさせるために国交省への司法による行政チェック機能を果たされることを強く望みます。

ストップ・リニア！訴訟原告団・弁護団

問合せ 080-6545-8784 橋本



南アルプス赤石岳を望む（長野県大鹿村）